

結成20周年  
新たな大躍進  
に向け出発!

# 月刊 動力労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

99.4.8 No. 4946

# 木更津支区長の不当労働行為断罪される!

## 千葉地労委勝利命令勝ち取る!

千葉地方労働委員会は、三月三十一日付で、木更津支区長が配転と転換教育を条件に動力千葉の組合員を脱退させ、JR東労に加入させた事件に対して、明確に不当労働行為であることを認定する命令を发出した。明確な勝利命令である。

現場長や助役などの職制が、「JR東労の組合員である」ことを力タリ、そのことを隠れ蓑に不当労働行為を繰り返してきたことが、この地労委命令でハッキリと断罪されたのである。

木更津支区長・小関(当時)が動力千葉組合員・保田に対して、「動力千葉を脱退してJR東労に加入しなければ、転換教育も受けられないし、希望地・習志野運輸区への転動もできない」として脱退を勧めた事実が、(1)「小関の行為は(東日本会社)が主張するような(東労組合員)の行為としてではなく、会社の意を体した支区長の行為として考えるべきもの」であり、

(2)「(会社の行為は)労働組合法第七条第三号に該当する不当労働行為である」と認定され、

「被申立人東日本旅客鉄道株式会社は、千葉支社の管理職等をして、申立人国鉄千葉動力車労働組合員に対し、利益誘導をもって申立人組合からの脱退を勧奨させるような行為をしてはならない」と命令されたのである。

## 現場長や助役の不当労働行為弾劾!

JR東日本は無法会社である。「労働委員会は左翼学者が勲章欲しさにやっている」との社長見解の下、(地労委)中労委(地裁)高裁(最高裁の)「五審制」と嘘つき、御用組合・革マルJR総連を手先に、現場長や助役などの下級職制を「組合員」をカたる実行行為者として、国鉄・JR労働運動絶滅のため不当労働行為を、繰り返し強行してきたことは誰でも知っている。

今回の地労委命令は、この無法会社・JR東日本の、不当労働行為強行の実態的骨格を直撃するものとなっている。

われわれがJR東日本の執拗な攻撃をはね返し、今日の情勢下で、99「生活防衛」春闘を二波のストライキで闘い抜く地平を切り拓きつつ、この勝利命令を勝ち取ったことの意義は絶対である。

選挙闘争は文字通り終盤戦だ

船橋・中江

勝浦・水野

両市議選の必勝へ向けて

総決起しよう!

中江(船橋)  
水野(勝浦)

# 必勝へ



二波の春闘ストの意義を引きつぎ、選挙闘争を勝利しよう!

選挙闘争を勝利し、ガイドライン・有事立法阻止へ!

## さらに闘いを前進させよう!

われわれは、この勝利命令を起点にさらに闘いを前進させなければならぬ。

JR東日本に対して、この地労委命令の履行を求める闘いを強化することを通して、強権的労務管理をはね返し、運転保安を確立して行こう!

一方、JR東日本はこの十余年を、業務も安全も度外視した不当労働行為にウツツを抜かしてきた当然の結果として、列車の運行も満足にできない、連日ダイヤが乱れっ放しの状況にたき込まれている。